

産業構造審議会 産業技術環境分科会
地球環境小委員会 約束草案検討ワーキンググループ
の設置について

1. 趣旨

- 来年 1 2 月の COP21 では、2 0 2 0 年以降の国際枠組みが合意されることとなっており、COP19 の決定に基づき、全ての国は COP21 に十分に先立って自主的に決定する約束草案を提出することが招請されている。
- 我が国の約束草案については、提出時期も含め、COP19 での決定、各国の動向や将来枠組みに係る議論の状況、エネルギー政策やエネルギーミックスに係る国内の検討状況等を踏まえて検討していくこととされている。先月の国連気候サミットにおいては、安倍総理から COP19 の決定も踏まえ、出来るだけ早期に約束草案を提出することを目指す旨、表明したところ。
- 以上を踏まえ、約束草案提出に向けた検討作業を加速化すべく、中央環境審議会・産業構造審議会合同会合において審議を進めることとする。
- 具体的には、約束草案検討のために、産構審地球環境小委員会の下に「約束草案検討ワーキンググループ」を設置し、新たに中環審に設置される小委員会と合同で専門的審議を行い、必要に応じ、その審議状況を産業構造審議会地球環境小委員会と中央環境審議会地球環境部会の合同会合に報告するものとする。

2. 年内の主な審議事項について

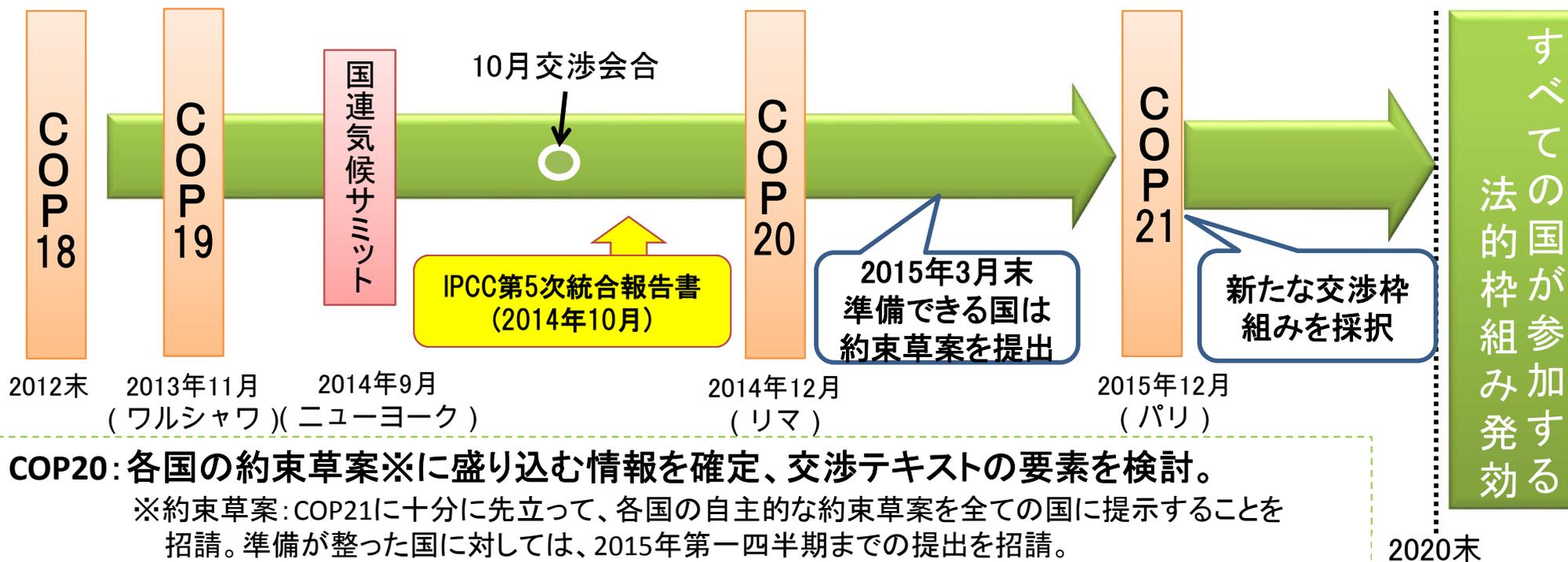
- 地球温暖化対策・国際交渉の現状
- エネルギー政策の現状（総合エネ調 3 小委の検討状況）
- 非エネルギー起源温室効果ガス対策
(代替フロン等 4 ガス、廃棄物等)
- 低炭素社会実行計画
- エネルギー需要対策（省エネ対策）
- 国民運動 等

COP21に向けた国際交渉のスケジュール

参考資料1-2②

(産構審地球環境小委員会約束草案検討WG・中環審地球環境部会2020年以降の地球温暖化対策検討小委員会合同会合第1回 資料4-1抜粋)

- 国際社会は2015年のCOP21において、2020年以降の気候変動に関する国際枠組みに合意することとしており、昨年のCOP19では、全ての国に対し、COP21に十分先立ち(準備できる国は2015年第1四半期までに)2020年以降の約束草案を示すことが招請された。
- 我が国の約束草案については、その提出時期を含め、COP19での決定、各国の動向や将来の枠組みにかかる議論の状況、エネルギー政策やエネルギーミックスにかかる国内の検討状況等を踏まえ検討する。 <地球温暖化対策推進本部 京都議定書目標達成計画の進捗状況(本年7月1日)>



COP20: 各国の約束草案※に盛り込む情報を確定、交渉テキストの要素を検討。

※約束草案: COP21に十分に先立って、各国の自主的な約束草案を全ての国に提示することを招請。準備が整った国に対しては、2015年第一四半期までの提出を招請。

COP21: 将来枠組みに関する交渉期限。

2020末